

税務課だより

縦覧手数料  
無料

## お知らせ 固定資産課税台帳の 縦覧について

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認すること

縱覽期間

4月2日(月)～5月1日  
**(火)**まで(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

# 稅務課、各總合支所住民福 祉課 記載事項

土地・所在、地番、地目、  
地積、価格

価格

町民課だより

お知らせ  
高額な外来診療を  
受ける皆さんへ

4月1日からは高額な外来診療を受けるとき、限度額適用認定登録料が減額

示す機関である。この医療機関などの窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

金額にとどめられます。  
これまで、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になつた

お支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額認定証を提示すれば

う必要がなくなります

民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、町民課、それ以外の医療保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

問い合わせ

町民課

893-1117

| 税務課だより   |  |
|--|--|
| 縦覧手数料<br>無料  | <b>固定資産課税台帳の縦覧について</b>   |
| 納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。 | お知らせ   |
| 4月2日(月)～5月1日(火)まで(土、日、祝日を除く)<br>除く8時30分～17時15分           | 縦覧期間   |
| 納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人                                    | 縦覧できる人   |
| 土地・家屋を持ついても固定資産税が課税されない方は、縦覧資格がありません。                    | 縦覧できない人  |
| 税務課、各総合支所住民福祉課   | 縦覧場所   |
| 地積、価格など  | 記載事項   |
| 家屋・所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格など                                | 土地・所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価格など  |
| 税務課  | 税務課、各総合支所住民福祉課   |
| 問合わせ   | 生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月23日(月)までに減免申請書を税務課に提出してください。  |
| 税務課  | 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の減免申請について  |
| 問合わせ   | お知らせ   |
| 税務課  | 本川総合支所住民福祉課  |
| 問合わせ   | ■ 867-2300   |
| 税務課  | ■ 869-2112   |
| 縦覧手数料<br>無料  | 納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険会社印又は代表者印)運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。                 |
| 縦覧手数料<br>無料  | ある方についてはその賃借権などを有する土地について、借家人などは、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。これは、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。 |
| 縦覧手数料<br>無料  | では、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。これは、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。                               |